

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
笠 原 隆
(公 印 省 略)

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針
及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本
計画の改正について（通知）

この度、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成18年文部科学省告示第61号。以下「施設整備基本方針」という。）及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成18年文部科学省告示第62号。以下「施設整備基本計画」という。）の一部を下記のとおり改正する省令・告示が公布され、令和5年4月1日より施行することとなりましたのでお知らせします。

各地方公共団体は、法第12条の規定に基づき交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成し、公表するとともに、文部科学大臣に提出しなければならないこととされていますので、今後、施設整備計画を作成又は変更する場合には、本改正の趣旨を踏まえ、積極的に取組を進めていただくようお願いします。また、本改正の趣旨を域内市区町村の教育委員会に周知していただくようお願いします。

記

1. 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部改正について（令和4年文部科学省告示第38号）
 - （1）認定こども園を対象とする施設整備事業の国庫補助について、こども家庭庁に移管することとなったことから、施設整備基本方針の対象から幼保連携型認定こども園を除いたこと。

2. 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部改正について（令和4年文部科学省告示第38号）

（1）認定こども園を対象とする施設整備事業の国庫補助について、こども家庭庁に移管することとなったことから、施設整備基本計画の対象から認定こども園（幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園）を除いたこと。

（2）「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定。以下「対応方針」という。）を踏まえ、施設整備計画の記載事項のうち「公立の義務教育諸学校等施設の整備状況」について、地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目とすることから、当該記載事項を削除したこと。

なお、対応方針を踏まえ、施設整備計画の記載項目の一部について、他の類似計画からの引用を可能とすることとしており、これも含めて、施設整備計画作成要領については、別途通知する。

（3）施設整備計画の目標の達成のために必要な事業のうち、交付金による支援を終了した事業を削除したこと。

（4）その他所要の改正を行ったこと。

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

法規係 小川、竹内

電話 03-6734-2000（直通）

E-mail sisetujo@mext.go.jp

○文部科学省告示第三十八号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、この告示を次のように定める。

文部科学大臣 永岡 桂子

令和五年三月三十日

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、この告示を次のように定める。

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示）

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改

正

後

改

正

前

二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

地方公共団体は、学校種別ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要である。

1 5 4 「略」

5 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

（一）「略」

（二）幼稚園等施設

幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）の施設については、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるように整備を進めていく必要がある。その際には、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。

（三）「四」 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部改正）

第二条 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定でこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改

正

後

改

正

前

一 施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。

1 「略」

2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。

なお、老朽化対策を図る整備については、改築方式から長寿命化改良方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。

（一）老朽化対策を図る整備

（1）（2） 「略」

一 施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。

1 「同上」

2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。

なお、老朽化対策を図る整備については、改築方式から長寿命化改良方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。

（一）老朽化対策を図る整備

（1）（2） 「同上」

〔3〕を削る。〕 〔3〕略 〔二〕・〔三〕略 〔四〕教育環境の質的な向上を図る整備 〔1〕・〔3〕略 〔4〕を削る。〕 〔5〕を削る。〕 〔4〕・〔5〕略 〔五〕施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 〔1〕・〔2〕略 〔3〕学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。）の施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの施設を除く。）の新増築事業 〔4〕・〔8〕略 〔六〕略 3・4 略 5 その他施設整備計画の記載事項 〔一〕略 〔二〕を削る。〕 〔二〕略		〔3〕略 〔二〕略 〔三〕略 〔四〕老朽施設の質的な向上を含む老朽化対策を図るための改造事業 〔4〕同上 〔二〕・〔三〕同上 〔四〕教育環境の質的な向上を図る整備 〔1〕・〔3〕同上 〔4〕木材を活用した木の教育環境の整備に関する事業 〔5〕・〔4〕・〔3〕地域との連携を目的とした複合施設の共有スペース等を整備する地域・学校連携施設の整備に関する事業 〔6〕・〔7〕同上 〔五〕施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 〔1〕・〔2〕同上 〔3〕学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の施設の新増築事業 〔4〕・〔8〕同上 〔六〕同上 3・4 同上 5 その他施設整備計画の記載事項 〔一〕・〔二〕同上 〔三〕公立の義務教育諸学校等施設の整備状況 施設整備計画の作成時点における域内の公立の義務教育諸学校等施設の整備の状況を記載すること。 〔三〕同上	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 （教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部改正） 第三条 教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設（平成二十五年文部科学省告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。		改 正 後 教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設（同項第三号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）とする。 一 四 略 五 児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、文部科学大臣が内閣総理大臣と協議して別に定めるもの 備考 表中の「」の記載は注記である。	
改 正 前 教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設（同項第三号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）とする。 一 四 同上 五 児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定めるもの 備考 表中の「」の記載は注記である。		改 正 前 教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設（同項第三号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）とする。 一 四 同上 五 児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定めるもの 備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則
この告示は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針
(改正後の全文)

〔平成十八年四月二十四日〕
〔文部科学省告示第六十一号〕
(令和五年三月三十日最終改正)

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針

公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、地方公共団体の創意工夫を活かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一 背景

公立の義務教育諸学校等施設については、昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設された大量の校舎等が一斉に更新時期を迎え、建築後二十五年以上を経過した校舎等が保有面積の約八割を占めるなど老朽化が極めて深刻であり、対策の強化が喫緊の課題となっている。老朽施設においては、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や各種機能面の不具合が生じ、児童生徒等の生命の安全を脅かしかねない重大な事故が発生する危険性が高い。また、台風や豪雨等の自然災害の激甚化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生等から児童生徒等の生命と健康を守ること大きな課題である。このため、老朽化対策とともに、災害時に地域の避難所として利用されることも踏まえた防災機能の強化や衛生環境の改善についても図りながら、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

公立の義務教育諸学校等施設における構造体の耐震化や吊り天井（照明器具、

バスケットゴール等高所に設置されたものを含む。以下同じ。)の耐震対策は概ね完了した状況となっている。しかしながら、これらの対策が未だに完了していない施設が一部に残っており、一刻も早く完了させることが引き続き喫緊の課題であるほか、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施率は五割程度にとどまっております、速やかに対策を講じることが求められる。

老朽化対策や防災機能の強化、耐震対策等の整備は、国土強靱化の観点からも重要であることから、各地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づいて、他の防災・減災等のための施策とも整合性のある取組が求められる。

さらに、近年の公立の義務教育諸学校等施設については、多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保、少人数による指導や一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図るとともに、障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができるようにするためのバリアフリー化、トイレ環境の改善や空気調和設備の設置、地球温暖化等の環境問題に対応するためのエコスクール化等の社会的要請にも応えていくことが重要である。

なお、効率的・効果的な施設整備を実現するためには、PFI等の手法により民間資金等を活用することも有効であり、整備内容の性質を踏まえつつ、積極的に検討することが必要である。

このような状況を踏まえた上で、各地方公共団体が地域の実情等に応じ、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の整備の計画的な推進を図る必要がある。

二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

地方公共団体は、学校種別ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要である。

1 老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、今後十五年間で膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえた学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、公共施設等総合管理計画等も踏まえつつ、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改良」という。）を計画的に進めることが重要である。また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実に行うなど、常に適切な維持管理に努めることが求められる。

建築後四十年以上を経過した老朽施設の更新に当たっては、将来の財政状況を見通しつつ経費の縮減や整備量の平準化を図るため、従来の改築中心の整備から長寿命化改良への移行を加速させ、長寿命化改良が合理的ではない場合（施

設の劣化の状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改良に適さない場合等）には改築とするなど、整備手法を工夫して効率的・効果的に整備を進めることが重要である。加えて、建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、計画的・戦略的に将来の老朽化に備えることも重要である。

また、長寿命化改良の実施に当たっては、単に数十年前の建設当初の状態に戻すのではなく、近年の多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末環境の下での情報通信技術の活用等に対応できるよう教育環境の質的向上を図るとともに、現代の社会的要請に応じた整備を行うことが必要である。

さらに、公立の義務教育諸学校等施設と他の公共施設（社会教育施設や福祉施設等）との複合化・共用化等による整備を行うことは、児童生徒等の学習活動の充実に加え、地域の実態に応じた公的ストックの最適化や地域のコミュニティの拠点形成の観点からも有効である。学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、地方公共団体内の分野横断的な検討体制を構築して教育環境の向上とコストの最適化を図りつつ、単一の公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策のみにとどまらない幅広い視点からの整備が必要である。

2 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年は、令和元年東日本台風や令和二年七月豪雨をはじめ自然災害が激甚化・頻発化しており、地域の避難所、防災拠点としての公立の義務教育諸学校等施設の役割はますます重要となっている。また、令和二年には新型コロナウイルス感染症の流行の拡大により、長期にわたって全国の学校において臨時休業が行われるなど、児童生徒等の学びの保障に大きな影響を与える事態となった。

このような災害や感染症等の発生時においても児童生徒等が不安なく学びを継続することができるようにするため、公立の義務教育諸学校等施設について以下の整備を図り、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

なお、これらの施設整備に当たっては、学校施設予算のみならず、整備の内容に応じて防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが適当である。

（一）耐震性の確保

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井の耐震対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、速やかに耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策にも万全を期することが重要である。

（二）防災機能の強化

公立の義務教育諸学校等施設は、災害発生時には地域の避難所としての役

割を果たすことから、児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、地域防災計画を踏まえ、バリアフリー化、トイレ、空気調和設備、非常用電源、貯水槽、井戸、備蓄倉庫等を整備することにより、防災機能の一層の強化を図ることが重要である。また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

(三) バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び同法施行令（平成十八年政令第三百七十九号）が改正され（令和三年四月施行）、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築等を行う際には、移動等円滑化基準への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても同基準への適合の努力義務が課されることとなった。このため、令和七年度までに、車椅子使用者用トイレについては避難所に指定されている全ての学校に整備すること、スロープ等による段差解消については全ての学校に整備すること及びエレベーターについては円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することを国としての目標とする。

このことを踏まえ、障害のある児童生徒等への対応とともに、災害発生時の地域の避難所としての機能を有することも踏まえて、公立の義務教育諸学校等施設を誰もが利用しやすい施設とするため、各地方公共団体においてもバリアフリー化の整備目標を反映した整備計画を策定し、新築等の際はもとより、既存の施設についても車椅子使用者用トイレやスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化の整備を計画的に進めることが重要である。

(四) 衛生環境の改善

感染症対策も踏まえ、細菌やウイルスが飛散しにくい洋式・乾式のトイレの整備や床を乾いた状態で使用するドライシステム等の学校給食施設の整備等、公立の義務教育諸学校等施設における衛生環境を改善することが重要である。

(五) 空気調和設備の整備

平成三十年度第一次補正予算の措置等により、公立の義務教育諸学校等施設の普通教室における空気調和設備の整備率は九割を超えており、今後は特別教室への設置を進めていくことが重要である。また、屋内運動場についても、断熱性の確保等の技術的な課題を踏まえた上で設置を進めていくことが必要である。

(六) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件に鑑み、不審者侵入の防止など児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。

また、学校施設等におけるアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策や、衛生管理の充実強化など、児童生徒等の安全対策には万全を期する必要がある。

3 教室不足の解消等を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題があるなどの場合には、教室数等について、必要な水準を安定的に確保することが重要である。また、公立の小学校及び義務教育学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室数等の確保も重要である。これらの際、新增築整備のみならず、既存施設を大規模改修して活用するなど、多様な手法を検討することも有効である。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の数の増加に伴い、適正な教育環境を保障するための教室の確保が困難な状況が生じている。特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等の数の将来推計を把握して教室の確保のための計画を策定、更新した上で、令和六年度までの「集中取組期間」において、新增築整備のみならず、他の公立の義務教育諸学校等施設における余裕教室等の既存施設を活用した整備を図るなどの手法を用いることも重要である。

4 教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学習指導要領の改訂及び情報通信技術の活用等の教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが必要である。特に、再生可能エネルギーの活用は、社会全体で目指すべき脱炭素社会の実現に寄与するものであることから、積極的に導入していくことが重要である。

また、一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図る上では、校内通信ネットワークの整備が重要であるとともに、情報端末の充電保管庫の整備が有効である。

5 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(一) 産業教育施設

産業教育施設については、我が国の産業経済の発展の基礎となる産業教育を行い、産業経済の発展を担う専門的職業人を育成する重要な役割を果たしていることから、実験実習のために必要な施設を計画的に整備し、産業教育の振興を図っていくことが必要である。

(二) 幼稚園等施設

幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）の施設については、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるように整備を進めていく必要がある。その際には、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。

(三) 学校給食施設

学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防ぎ、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による調理施設の整備やその内部における空気調和設備の設置を推進することが重要である。

(四) スポーツ施設

スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、児童生徒の体力の低下等の問題、中学校学習指導要領等において必修とされている武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校におけるスポーツ施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、地域の防災拠点としての役割も踏まえ、地域のスポーツ施設と学校におけるスポーツ施設の双方が連携し、互いに効率的な利用ができるようにすることが重要であるとともに、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用することや、老朽化した複数の学校のスポーツ施設を集約し、地域のスポーツ施設と共用化することも有効である。

三 その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項

この基本方針は、諸情勢の変化等を踏まえ、今後概ね五年を目途に見直しを行

うこととする。

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画
(改正後の全文)

〔平成十八年四月二十四日〕
〔文部科学省告示第六十二号〕
(令和五年三月三十日最終改正)

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画

この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、遅滞なくこれを公表する必要がある。

なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。

一 施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。

1 施設整備計画の目標の設定

施設整備基本方針に定める整備の目標に関する事項を踏まえ、次に掲げる事項の区分に応じた目標を定め、施設整備計画に記載すること。

（一）老朽化対策を図る整備

（二）新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

（三）教室不足の解消等を図る整備

（四）教育環境の質的な向上を図る整備

（五）施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。

なお、老朽化対策を図る整備については、改築方式から長寿命化改良方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。

（一）老朽化対策を図る整備

- （１）建築後四十年以上を経過した老朽施設の長寿命化を図るための改造事業
- （２）建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設の予防改修事業
- （３）老朽化が著しく構造上危険な状態にある施設の教育条件の改善のための改築事業

（二）新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

（１）耐震性の確保

- ア 構造体の耐震化及び吊り天井（照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたものを含む。）の耐震対策を図るための改造事業
- イ 教育を行うのに著しく不適当な建物の教育条件の改善を図るための改築事業
- ウ 天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策を図るための改造事業

（２）防災機能の強化

- ア 防災機能を強化するための整備に関する事業

（３）バリアフリー化

- ア バリアフリー化を図るための改造事業

（４）衛生環境の改善

- ア トイレ環境の改善を図るための改造事業

（５）空気調和設備の整備

- ア 空気調和設備の設置に関する事業

（６）防犯対策など安全性の確保を図る整備

- ア 児童生徒等の安全確保を図るための改造事業
- イ 公害防止工事など教育環境を改善するための改造・改築事業
- ウ アスベストの除去工事など法令等に適合させるための改造事業

(三) 教室不足の解消等を図る整備

- (1) 必要な教室数を確保するための既存施設の改造事業
- (2) 特別支援学校の施設の整備充実に関する事業

(四) 教育環境の質的な向上を図る整備

- (1) 大規模な内部改修等により、高機能かつ多機能な教育環境の整備等
を図るための改造事業
- (2) 学校を適正な規模にするための統合に伴う改造事業
- (3) 屋外空間を様々な体験活動の場として活用するための屋外教育環境
施設の整備に関する事業
- (4) 太陽光発電設備の導入などの環境を考慮した学校施設の整備に関す
る事業
- (5) 校内通信ネットワークや情報端末の充電保管庫の整備に関する事業

(五) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

- (1) 産業教育に必要な実験実習施設の整備を行う産業教育施設整備事業
- (2) 学級数の増加等により必要となる高等学校等（法第十一条第一項に
規定する高等学校等をいう。）の施設（特別支援学校の高等部の施設又
は奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八
十九号）第一条に規定する区域をいう。）及び沖縄県に所在する施設に
限り、産業教育のための施設を除く。）の新增築事業
- (3) 学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規
定する幼稚園等をいう。）の施設（就学前の子どもに関する教育、保育
等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定
による公示がされたものの施設を除く。）の新增築事業
- (4) 衛生管理の充実を図るための学校給食施設の新增改築事業
- (5) 水泳プールや武道場等の整備を行うスポーツ施設整備事業
- (6) へき地学校等に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の
用に供するための集会室の新增築事業
- (7) へき地学校等における通学困難な児童生徒のための寄宿舎の新增築
事業
- (8) へき地学校等に勤務する教員及び職員のための住宅整備事業

(六) (一) から (五) までに定めるもののほか、施設整備計画の目標達成の
ために必要と認められる整備事業

3 施設整備計画の期間

緊急の課題を迅速に進めていく観点から、三年以内とすること。

4 負担に係る事業との調和

施設整備計画に基づいて行う事業のうち、義務教育諸学校（法第二条第一項に規定する学校をいう。）の建物（同条第二項に規定する建物をいう。）の整備に係るものについては、効率的かつ適正な執行のため、法第三条第一項各号の負担に係る事業と調和が保たれたものとする。

5 その他施設整備計画の記載事項

（一）施設整備計画の名称

地方公共団体名が明確に分かるよう、適切な施設整備計画の名称を記載すること。

（二）施設整備計画の評価に関する事項

施設整備計画の目標の達成状況に係る評価について、その実施方法等を記載すること。

二 交付金の交付に関する基本的事項

公立の義務教育諸学校等施設の整備に係る中長期的な見通しの下で策定された施設整備計画について交付金を交付する。ただし、公立の義務教育諸学校等施設の整備目標やその目標達成のための事業内容、地域の実情や需要などを総合的に勘案した上で、提出された施設整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付する。

この際、児童生徒等の教育機会の確保に関わる計画や児童生徒等の安全に直接関わる計画については特に緊急度及び重要性が高いことを踏まえ配慮するものとする。